

社会奉仕活動功績者に対する褒章推薦基準

社会奉仕活動功績者に対する緑綬褒章の推薦は、次の要件を充足する者を対象とする。

- 1 自ら進んで社会に奉仕する活動（以下「社会奉仕活動」という。）に現在も従事していること。
- 2 直近25年間において社会奉仕活動に年24回以上従事した年がおおむね20年以上あること、又は、10年以上引き続いて年100回以上の社会奉仕活動に従事していること。ただし、団体については、20年以上引き続いて社会奉仕活動に従事していること。
- 3 社会奉仕活動により警察庁長官表彰を受けた者であること。

- 上記1中の「社会奉仕活動」とは、原則として「官」が関与していない無報酬活動をいい、過去の受章事例としては、
 - ・ 学童保護立番（小学校通学路において、児童の交通誘導等を実施）
 - ・ 街頭地理案内（繁華街の交番前において、地理案内を実施）
 - ・ 環境美化活動（自宅近辺から地元警察署前までの道路清掃を実施）がある。
 - 上記2中の活動回数については、原則として「年24回以上」又は「年100回以上」を基準とするが、基準以下でも回数により推薦可能となる場合があることから、推薦する場合は、事前に連絡すること。